

特定非営利活動法人 白浜レスキューネットワーク（和歌山県）の取組

1. 特定非営利活動法人白浜レスキューネットワークの活動について

白浜レスキューネットワークでは、電話相談事業、電話相談員の育成、白浜三段壁の見回り、自殺未遂者の保護、そして自殺企図者の集いの運営等の活動を行っています。また、平成21年からは、和歌山県及び白浜町も、柵の設置や三段壁のパトロールを開始し、特に一人でいらっしゃる方に対して積極的な声かけを行い、パトロール中に保護した方については、我々や白浜町、警察との連携で、処遇についての検討を行っています。

2. 自殺を考えている方の気持ちについて

我々がどのような方に会ってきたのか、自殺を考えている方がどのような気持ちでいらっしゃるのか、三段壁で保護され、人生をやり直して精一杯生きた男性の例を紹介します。

その男性は、三日間、トイレの水だけを飲んで死ぬことを考え、絶壁に座り続け、日焼けで唇がバンバンに腫れ上がり、体中が真っ赤に火傷している状態でした。死に切れず、しかし衰弱して動けず、失意の内にただ座り続けていました。四日目の夜、観光客らしい数人の若い女の子の中の一人が、通り過ぎた後、戻ってきて彼の前に立ち「馬鹿なこと考えたらあかんよ。死んだらあかんよ。」と言って2,000円を手渡してくれたそうです。彼は、翌朝、そのお金でご飯を食べ、我々のところに電話をしてきました。

保護された後、9ヶ月で自立し、ホテルの警備員や掃除の仕事をして自立した生活を送りました。脳梗塞で倒れ3年間の長期療養生活を送りましたが、その間も精一杯生きました。平成21年7月に癌が見つかり余命2週間と宣告されましたが、それから10月までがんばりました。その数ヶ月、毎日のように二人で話していたのは、「この10年よくがんばってこれた。生きてきてよかった」そして「10年前声をかけてくれた女性に感謝やなあ。」というものでした。

死の縁で苦しんでいた彼に、声をかけられるだけの助けの手を差し伸べてくれた女性は、男性がその後送ったこの10年の歩みを知りません。しかし、この男性の人生を変えたのは、たった一度声をかけ、できる限りの助けを差し出したこの女性だったことは誰も否認ないと思います。この男性は、この10年間、彼を見守り支えた教会の人々に斎場で見送られました。現在は、ご両親のお墓に埋葬されています。葬儀の一ヵ月後、男性の行方を知った妹さんから電話があり、翌日には御骨を引き取りに来てくれました。最後の10年間が幸せな10年間だったと共に喜ぶことができました。逝く側も看取る側も納得して死を迎えられることがどれほどうれしいことか深く考えさせられました。

3. 自殺を考えている方の保護について

パトロール中に保護した方を除き、上記の方々のように、自殺を考えている方の保護は、一本の電話から始まります。余程の確信がない限り電話だけという形では終わりにせず、電話をかけてきている場所を聞き出し会いに行きます。無事に会えたら、話を聞きますが、誰でも自殺を考えているときは一種の興奮状態なので、この興奮が冷めるまでは教会に泊まってもらい、そこで気持ちがほぐれてその人に受け入れ先があって帰る場所が確認できたら、受け入れ先と連絡を取って送り出すか、迎えに来ていただきます。

帰る場所がない場合は、我々が所有している一時保護施設などでの長期滞在を覚悟して白浜で自立を目指します。まずは、心身ともに回復していく必要があります。ほとんどの人が何日も食事をしていなかったり、働く意欲を失っているため、初めは食べて寝るだけの毎日を送ります。私も彼らに「働け」とは言いません。むしろ「こんな機会は滅多にないからゆっくり腰を落ち着けて今後のことを考えていく時間を持とう」と励ましていきます。そんな生活の中で、次第に散歩に出たり、本を読んだりするようになれば、教会の掃除などをお願いして働く場を与えていくようにします。そして、少しずつ今後のことについて話をしていきます。自立するための就職活動や、借金がある

ならその返済や自己破産などの法的な手続きを始めていきます。私は、彼らがしっかり自立できるまではずっと家にいて良いことを何度も言葉と態度に表しながら、一緒に自立へ向けた努力をしていきます。

また、自立していた方が、職を失ってしまい、もう一度再起を果たそうと戻ってくることもあります。本人たちは、一度自立したのにもう一度戻ってくることで、自分が情けなくなったり、卑下したりする感情を抱いていますが、そんな彼らに対して、私たちは励まし続けるしかないと関わりを続けています。「戻ることの出来る場所」も大事ではないでしょうか。

4. 地域自殺対策緊急強化基金の活用について

保護した方の滞り場所は、地域自殺対策緊急強化基金を利用して購入した一時保護施設と、白浜町から借りているアパート、そしてキリスト教会所有物件の三棟になります。

一時保護施設は、一戸建てで、2階が5部屋、1階が台所を入れて5部屋あり、就職をして自立の見込みが出てきた方が滞りしています。共同生活の場で一番難しいのは、それぞれの自立への思いに温度差があることです。真面目にがんばって少しでも早く自立しようと思う方もいれば、少しゆっくりしたい方もいます。そのギャップを乗り越えるためにもいくつかの滞り場所に分かれて生活する場所があることで摩擦を軽減できています。

滞り場所が確保されると、生活保護の申請ができるようになります。滞り場所の確保が就職活動にも重要です。借金がある場合も、特別調停や自己破産のために住所地として滞り場所が求められます。そこで、これらの場所は、自立に向けた拠点として、社会に出て行くための拠点となっています。一時保護施設を購入するまでは、上記のアパートと教会所有物件の二棟しかなかったため、多くの方を保護するには大変厳しい状況でしたが、平成21年には、93人を保護、22年も93人を保護し、共同生活者20人を抱える時期もありました。22年は、93人中58人が2週間以内に家族の元に帰り、25人が自立を果たしましたが13人は共同生活に耐えられず、別の場所へと移って行きました。

また、自殺を考えられる方は、何もない状態でやってきます。必要なものを買揃えるだけでも、一人あたり2万円近くかかります。病院にいかねばならない例も多く健康保険などがないケースがほとんどで、全額負担で検査を行うこともあります。生活をする為には光熱費もかかれば、衣服代もかかります。ご本人の生きていく力を養うためにも生活の底支えが必要になるのです。しかし、民間団体として活動していくに当たっては、滞り費用のねん出など、資金的には厳しい部分が多かったですが、平成21年、22年には、地域自殺対策緊急強化基金による補助を活用することができました。

この他にも、基金による補助を活用して、電話相談事業の拡大、電話相談員養成講習の実施、自殺未遂・企図者の会の立ち上げ、自殺防止看板の設置等を実施しました。

〈一時保護施設の様子〉



5. 今後について

これまでの活動の中で、最近では、私が現地にすぐ急行できない場合も、現地のお土産屋さんが心配して警察に通報してくださったり、自殺防止の輪(和)が広がっており、うれしい気持ちを感じています。

最近では、保護される方が多く、厳しい状況が続きますが、自殺予防活動にも力を入れて、私たちも活動していきたいと思っています。

特定非営利活動法人白浜レスキューネットワーク 理事長 藤藪 庸一